

## 第4回 国民の権利及び義務

小沢隆一（東京慈恵会医科大学・憲法学）

はじめに

- ・「国民の命と暮らしを守るのは憲法学者ではない、私たち政治家だ！」をめぐってあらためて「憲法学者と国民と政治家の関係」「学問と政治」を考えさせられた
- ・今一度 日本国憲法の価値を知る それを守る（＝活かす）ことの意義をとらえる
- ・今回は 国民の権利及び義務 すなわち基本的人権について

### 1. 学問の自由（23条）、教育を受ける権利（26条）について

(1) 26条の「深遠な意味」をつかむ 憲法解釈の醍醐味（別紙資料参照）

- ・国民（特に子ども）の教育を受ける権利 親としての国民の教育を受けさせる義務
- ・国家の教育権（教育勅語）から国民の教育権（教育基本法）へのコペルニクスの転換

(2) 23条の学問の自由も26条によって変容

- ・明治憲法下 大学の特権的な学問の自由・自治  
「国家ノ須要ニ応ジ…」（帝国大学令）という限界 「天皇機関説」事件（1935）
- ・国民の教育権 科学的教育（学問に基礎づけられた教育）の保障 そのための大学教育

(3) ところが現政権の大学政策は…

- ・日の丸・君が代の強制 人文・社会系、教員養成系の「スクラップアンドビルド」

### 2. 大前提としての「個人の尊重」

(1) 憲法13条「すべて国民は個人として尊重される」

- ・個人 「個をもつ人」「個性を尊重すること」の大切さ
- ・人類の永遠の探求課題

(2) 比べてみよう日本国憲法と自民党憲法改正試案

（成城・祖師谷九条の会作成資料参照）

- ・前文
- ・13条
- ・20条
- ・21条
- ・24条